

記入例

第1号様式（第5条関係）

提出する日を記入してください。

二本松市小規模契約希望者登録申請書

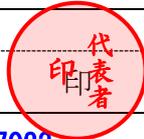
△△〇〇年 〇月 〇日

二本松市長

二本松市小規模契約希望者登録を申請します。

申請書に記入する【住所又は所在地】、【商号又は名称】及び【代表者職・氏名】は、見積書、請求書等と同様の内容を記入してください。
 ※申請書の記載事項と請求書の記載事項が異なる場合は、代金をお支払いできない場合もありますので、ご注意ください。
 【法人番号】は法人の場合のみ、国税庁の「法人番号公表サイト」で公表されている、13桁の番号を記入してください。

住所又は所在地	〒964-8601 二本松市金色403番地1		
フリガナ 商号又は名称	ニホンマツショウテン 株式会社 二本松商店		
法人番号（13桁）	△	△	△
フリガナ 代表者職・氏名	ニホンマツタロウ 代表取締役 二本松 太郎		
電話番号	0243-55-5082、090---	FAX番号	0243-22-7023



○ 印鑑を捺印してください。印鑑でなくとも差し支えありません。登録を希望する業種を営業するのに必要な許可、免許、登録等をお持ちの場合は、その許可等の名称を記入してください。その際、許可等を証明する書面の写しを添付してください。

○ 白中に連絡のとれる電話番号、FAX番号を記入してください。

種別コード	業務種別	細目コード	許可、免許、登録等の種類・名称
102	維持修繕工事	320、330、350、360	建設業許可（建築、大工、管2級技能士（大工業））
201	測量業務	1	測量業登録 測量士
319	建材・資材	2、8	
415	イベント企画運営業務	3	
499	その他のサービス	99	

その他の業務内容
 102-330 は、建物解体のみ希望
 499-99 水道元栓開閉業務、給水管漏水調査

別紙【受付業種一覧】により登録希望業種の細目コード等を記入してください。
 なお、細目コード99を選択した場合や、希望する細目コード（細目種別）の業務内容の中で特定の業種のみを希望する場合は、その取り扱っている業務を「その他の業務内容」欄に具体的に記入してください。

- 登録を希望する業務種別を別紙「小規模契約希望者登録業務種別」欄に記入してください。なお、細目コード99を選択した場合は、取り扱っている業務を「その他の業務内容」欄に具体的に記入してください。
- 許可、免許、登録等が必要な業種は、許可等を受けている業種のみ申請できます。その際は、有している許可等の種類・名称を記入するとともに、許可等を証明する書面の写しを添付してください。

<input type="checkbox"/> 受理	受付 維持修繕工事 _____ 測量・図等業務 _____	受付者印	受付印
	番号 物品調達等業務 _____ 役務提供業務 _____	確認者印	
<input type="checkbox"/> 不備	(口座振替申請書、納税証明書、許可証等の写し、印鑑証明書)		

【記入上の注意事項】

1 「住所又は所在地」

「住所又は所在地」は、見積書、請求書等に記載するものと一致させてください。

2 「商号又は名称」

法人の場合は、商業登記簿に記載された商号を記入し、個人等の場合は、通常使用している名称がある場合は、それを記入してください。

3 「法人番号（13桁）」

法人の場合は、国税庁により指定された13桁の法人番号を記入してください。個人事業主の場合は記入は不要です。法人番号は国税庁の「法人番号公表サイト」に公表されています。

4 「代表者職・氏名」

「代表者職・氏名」は、見積書、請求書等に記載するものと一致させてください。

5 「印鑑」

この申請書に押印する印鑑は、登録期間中に見積書、契約書、請求書等に使用する印鑑となるものです。法人の場合は代表取締役印（登録印）を、個人事業主の場合は実印でなくとも差し支えありませんが、ゴム等の変形しやすいものや三文判は使用しないでください。

6 「電話番号」、「FAX番号」

電話及びFAXは、重要な連絡手段となりますので必ず記入してください。

なお、個人事業主の場合は、公表されることに留意した上で携帯電話の登録も可能です。

7 「登録希望業種」

下請け及び再委託は原則認めませんので、自ら施行（履行）可能な業種を記入してください。

五つの業務種別以内であれば、内容の制限はありません。ただし、その希望業務を履行するにあたって、法的な許可、免許、登録等を必要とする場合はそれらを受けていなければ申請できません。許可、免許、登録等を有する方は、その種類、名称等を細目コード欄の右欄に記入してください。

建設業許可、測量業者登録、建築士事務所登録、物品修繕（自動車修理）資格等を受けている方は、許可等を証明する書面の写しを添付してください。